

パラスポーツくまもと 運営規約

パラスポーツくまもと（以下「コンソーシアム」という。）の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営規約（以下「本規約」という。）を定める。

（名 称）

第1条 コンソーシアムの名称は、“パラスポーツくまもと”と称する。

（目 的）

第2条 コンソーシアムは、産学公民が連携し、さまざまな人々が生涯にわたって運動・スポーツを行うことができる「場」を地域につくり定着させる取り組みを通じて、パラスポーツを軸にした共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共生社会の実現に資する障がい当事者のスポーツ実施機会の創出
- (2) パラスポーツ指導者・支援者の育成および実施環境整備の推進
- (3) 国内の政策・制度及び動向等の調査研究
- (4) 関連機関・団体等との協働による広報活動、普及啓発
- (5) 会員間の情報共有及び連携促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（構成機関）

第4条 コンソーシアムの構成機関は、目的及び事業に賛同するパラスポーツ従事者、パラスポーツ支援者民間事業者及び団体、有識者、関係地方公共団体等とする。

（役 員）

第5条 コンソーシアムに、役員として座長 1 名、副座長 1 名、監事 1 名、（以下、総称して「役員」という。）を置く。

- 2 座長及び副座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、座長が構成員の中から指名し、決算について監査する。

（構成員）

第6条 本コンソーシアムの会議は、会議ごとにあらかじめ登録された構成員、又はオブザーバー（以下、「構成員等」という。）をもって構成する。

- 2 構成員等の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 構成員 構成機関の代表として登録された者及び有識者等

(2) オブザーバー当該会議が特に認めた前項に規定する構成員以外の者（関係行政の役職員、学識経験者及び協力者等）

(任 期)

第7条 役員及び構成員の任期は、コンソーシアムの設立から第2条の目的をもって行われる事業の終了までとする。

2 役員及び構成員が、辞任の意向があった際は、辞任時の関係機関及び団体等の役職を離れたことによる場合は、その後任者が務めるものとする。

(会 議)

第8条 会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

2 会議では、次の事項について検討し、協議するものとする。

(1) コンソーシアムで実施する事業

(2) その他コンソーシアムの事業実施に必要な事項

3 会議は書面や電子メールでの開催も可能とする。

4 会議の議事の議決は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事業年度)

第9条 コンソーシアムの事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第10条 コンソーシアムの経費は、助成金、委託料、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第11条 コンソーシアムの事務局は、NPO法人A-lifeなんかんに置く。

(解 散)

第12条 コンソーシアムは、会議の決議により解散することができる。

(本規約の改定)

第13条 本規約は、会議の決議により改正することができる。

2 この規約に定めるもののほかコンソーシアムの運営上必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 本規約は、2022年11月15日から施行する。

附 則

1 本規約は、承認の日から施行し、2023年2月1日から適用する。